

**観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン（令和7年3月25日改正）    FAQ集**  
（令和7年7月23日時点版）

|    | No | 項目        | 質問                                                                                                                                                                                                                                   | 回答                                                                                                                                                                                                           |
|----|----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請 | 1  | スケジュール    | 新ガイドラインの適用は申請日以降か。                                                                                                                                                                                                                   | 新ガイドラインは、令和7年10月1日以降、すべての登録DMOに適用されます。ただし、更新要件（第6-2）については令和8年3月31日までを新ガイドラインへの移行期間とし、令和9年4月1日より前に更新登録を行うDMOは旧ガイドラインの要件にて審査を行います。                                                                             |
|    | 2  | スケジュール    | 登録日は申請日でなく、全ての登録要件を満たすと確認した後の日付か。                                                                                                                                                                                                    | 登録日は全ての登録要件を満たすと確認した後の「4月1日」です。登録日を記載した登録証（更新登録の場合は「更新登録完了通知書」）を発出しますので、保管ください。なお、令和9年4月1日より前に更新登録を行うDMOは、更新期限までに全ての登録要件を満たすと確認した翌月初が登録日となります。                                                               |
|    | 3  | スケジュール    | 新ガイドライン施行後（令和7年10月1日以降）の審査から登録までのスケジュールを伺いたい。                                                                                                                                                                                        | 第1四半期に申請受付を行い、年内に1次審査（書面による定量的な審査）、翌年2月頃までに2次審査（ヒアリング等による定性的な審査）を行います。要件を満たしている場合は、翌年度4月1日より3年間、登録DMOの資格が有効となります。要件を満たしていない場合は、登録DMOとして継続する意思を表示することで、1年間登録取消を留保できます。ただし、1年の再審査期間中に要件を満たさなければ、登録取消となります。     |
|    | 4  | 候補DMO     | 候補DMOの制度は令和7年9月末で廃止になるが、更新期限までは「候補DMO」として存続できるという理解でよいのか。                                                                                                                                                                            | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                   |
|    | 5  | 候補DMO     | 最終の候補DMOの登録申請（令和7年9月末登録予定）で候補DMOに登録された団体は、令和10年9月末まで候補DMOでいられるのか。その場合、登録DMOになるには改めて申請を行う必要があると思うが、遅くとも令和9年度中に申請する必要があるのか。（令和10年度中の申請だと、候補DMOの資格を一旦取り消されるのか）                                                                          | ご認識のとおり、候補DMOの資格は令和10年9月末までとなるため、切れ目なく登録DMOとして登録を受けたい場合は、遅くとも令和9年度中に申請する必要があります。                                                                                                                             |
|    | 6  | 更新        | 申請・審査期間中に登録期限を迎える場合、登録DMOとしての資格はどのような扱いなのか。                                                                                                                                                                                          | 申請・審査期間中は登録DMOとしての資格は有効です。                                                                                                                                                                                   |
|    | 7  | 更新        | 新ガイドラインP15に「過去3年間の成果」とあるが、令和9年度に更新登録申請を行う場合、令和6年～8年度の成果を指すのか。                                                                                                                                                                        | ご認識のとおりです。ただし、当該期間は新ガイドラインへの移行期間であることを考慮し、各種データの継続的な収集及び分析が困難である事由が認められる場合は、その限りではありません。                                                                                                                     |
|    | 8  | 更新        | 新ガイドラインP15に「過去3年間の成果」とある一方、ガイドラインP16の3登録フロー（2）イに、「登録又は更新登録を受けてから2年を経過した年度の第1四半期に更新登録申請を受け付ける」との記載がある。新ガイドライン適用後に新規で登録DMOとなった場合、登録DMOとして活動した期間は2年間であるため、「過去2年間の成果」となるが問題ないか。                                                          | 問題ありません。その場合、登録DMOとして活動した2年間の成果において、各種データ等の継続的な収集及び分析、観光地経営戦略等の見直しを可とします。                                                                                                                                    |
|    | 9  | 留保        | 「留保」の扱いについて。留保期間中は、登録DMOとしての資格は有効なのか。                                                                                                                                                                                                | 留保の1年間は、登録DMOとしての資格は有効です。（留保とは、登録の継続意思があるDMOにっいて、再審査を行う1年間のみ登録取消を留保するものです）                                                                                                                                   |
|    | 10 | 提出書類      | 登録要件である法人格の確認をするために、登記簿謄本を添付する必要があると認識しているが、法人登記申請中につき後日謄本を提出する対応不可の認識であったのか。（法人登記後の申請のみ受付。）また、登録DMOとなってから別の法人（代表者同じ）を設立してDMO機能を移したいとなった場合、あらためて新規登録申請が必要になるのか。                                                                      | ご認識のとおり、申請時点で法人格を有している必要があります。そのため、申請時点で登記事項証明書（会社・法人）をご提出いただきます。また、別の法人を設立する場合は、改めて新規登録申請を行っていただく必要があります。                                                                                                   |
|    | 11 | 提出書類      | 新ガイドラインに基づく新様式がリリースされた後でも、移行期間中（～令和8年3月31日まで）に旧ガイドラインに基づく更新登録手続きを行う場合、旧様式を使用するのか。                                                                                                                                                    | 新様式リリース後は、旧ガイドラインに基づく更新登録申請であっても「新様式」をご利用いただけます。なお、新様式によるご報告やヒアリングを通じて、新ガイドラインに則った取組の実施・検討状況についても確認させていただく予定です。                                                                                              |
|    | 12 | 提出書類      | 申請書類について、観光地経営戦略の様式は示されるのか。また、「形成・確立計画」の様式に変更はあるか。                                                                                                                                                                                   | 観光地経営戦略は自由様式といたしますが、様式例はお示する予定です。また、ガイドラインの改正に伴い「形成・確立計画」の様式も変更予定です。新様式については後日観光庁ウェブサイトにて公表いたします。                                                                                                            |
| 戦略 | 13 | 観光地経営戦略   | 観光地経営戦略を未策定の場合、いつまでに策定する必要があるのか。                                                                                                                                                                                                     | 令和7年10月1日より、すべての登録DMOに新ガイドラインが適用されるため、観光地経営戦略に基づいた活動を行う必要があります。ただし、更新要件（第6-2）については、令和8年3月31日までを新ガイドラインへの移行期間とするため、令和9年4月1日より前に更新登録を行うDMOは旧ガイドラインの要件にて審査を行います。                                                |
|    | 14 | 観光地経営戦略   | 新ガイドラインに規定する観光地経営戦略は、中長期（4～5年間）を対象としたものだが、更新時に「過去3年間の成果」を評価・分析した上で、観光地経営戦略の計画期間満了を待たずに新たに策定する必要があるのか。                                                                                                                                | 観光地経営戦略は、計画期間満了前に改定（新たに策定）することは求めません。一方で、更新時には、KGIやKPI等の達成状況等から「過去3年間の成果」に係る評価・分析を行った上で、目標数値や戦略の見直しについて検討いただき、修正が生じる場合、当該観光地経営戦略に反映させることを想定しています。                                                            |
|    | 15 | 観光地経営戦略   | 二次交通の整備等は、基本的に地方自治体の役割と考えるが、DMOは自治体に対し、戦略や計画の実現に向けた提言及び情報発信等を行う立場であると理解してよい。                                                                                                                                                         | DMOの役割として「自治体への提言及び情報発信を行う」ことに合意が得られているのであれば、その理解で差支えありません。二次交通を含む交通アクセスの整備は、DMOが自ら実施する場合もあれば、地方自治体が主体となって取り組む場合もあります。まずはDMOを中心に、二次交通の課題解決・確保の方針を含む観光地経営戦略及びその実現に向けた実行計画を策定し、必要な取組について役割分担を行っていただくことが想定されます。 |
|    | 16 | 観光地経営戦略   | 新ガイドラインP8に「マネジメント区域における受入環境整備の方針」について「明確化」とあるが、「自治体等との役割分担を明確化」することで足りるか。例えば、DMOとしてハード整備、多言語対応、二次交通、ガイドの確保・育成等に対し具体的な方針を持っていないといけないということではなく、「二次交通は自治体、ガイドは事業者が対応」といったように、どのステークホルダーが何に対応するのか、役割分担を明確にするという理解で問題ないか。                 | 観光地経営戦略は、DMOが中心となって策定いただくのですが、「観光地全体として中長期的に目指すビジョンや、ビジョンを実現するための具体的な戦略」であることから、具体的な施策の主体はDMOに限りません。地域に必要な要素（方針）を地域の関係者間で検討し、役割を明確にした上で各主体が取組を進めることも想定されます。                                                  |
|    | 17 | 観光地経営戦略   | 都道府県DMOの役割として、「マネジメント区域内の観光地域づくり法人に対する人材育成の方針を定め、研修会や講習会等の実施を通じて、その組織強化を図ること」とあるが、他団体が実施する研修会等も該当か。それとも、独自の研修会等を企画しなければならないのか。                                                                                                       | 都道府県DMOとして当該役割を達成するための方針を策定いただき、その方針に基づいた取組であれば、研修の実施主体は問いません。また、広域連携DMOにも同様の要件を求めていることから、連携した方針の策定や施策を検討することは考えられます。                                                                                        |
|    | 18 | 観光地経営戦略   | （公社）北海道観光機構、（一財）沖縄観光コンベンションビューローは、都道府県DMOと広域連携DMOを兼ねるとのことだが、どちらか一方の登録要件を満たしていないと判定された場合の扱いはどうなるのか。また、都道府県DMOと広域連携DMOを兼ねるのであれば、「広域的なデータの収集及び分析」と「都道府県域のデータの収集及び分析」は同一のもの、「広域連携DMOと連携した形でのインバウンド向けの旅行商品を流通させるための支援の方針」は策定不要という理解でよいのか。 | （公社）北海道観光機構、（一財）沖縄観光コンベンションビューローは、これまでの広域連携DMOとしての役割に加え、既に都道府県DMOとしての役割の一部を実施されていることから、両区分を兼ねていただく想定です。データや流通支援に関しては、ご認識のとおりです。                                                                              |
|    | 19 | 事業計画書     | 令和9年4月以降、更新時に事業計画書及び事業報告書を、過去3年分を提出する必要があるのか。                                                                                                                                                                                        | 事業計画書及び事業報告は、更新登録の時期にかかわらず、年1回（毎事業年度終了4カ月以内）の提出を求めます。そのため、更新時に過去3年分を提出いただく必要はありません。                                                                                                                          |
|    | 20 | 取組の具体化と実施 | P10～11の登録要件（2）イ「観光資源の磨き上げ、地域の「売り」となる観光資源を活用した商品の開発や販売（中略）仕組みや体制を構築すること」について①～⑦の事例が示されているが、全て実施する必要があるのか。もしくは、いずれか一つでも実施していれば要件を満たすと言えるのか。                                                                                            | 当該事例もしくはこれらに準じる各取組のうち、観光地経営戦略や事業計画に基づく取組である場合は、登録要件として実施いただく必要があります。                                                                                                                                         |

|     |    |                             |                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|----|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| データ | 21 | 全般                          | 新規登録であっても、申請時点でKPIの目標数値を設定する必要があるのか。                                                                                                                  | KPIの目標数値は、申請時点で設定いただく必要があります。ただし、データの収集及び分析を経て目標数値の見直しを行うことは妨げません。なお、「全てのデータの収集及び分析ができる仕組みが構築されていること」を登録要件としており、データの収集方法（どのデータを、どんな目的で、誰がどのようにに収集するのか）や分析方法（どのデータを、どのようにに分析し活用していくか）についても確認します。                                                                                                                                                                                                                                                               |
|     | 22 | 全般                          | 広域連携DMOや都道府県DMOが、同一エリアをマネジメントする地域DMOのデータを取りまとめて集計することは差し支えないか。それとも、それぞれのDMOが個別にデータを収集すべきという考え方か。                                                      | 複数のDMOにおいてマネジメントエリアが重複する場合、当該DMO間で調整してデータを収集することは可能であり、必ず個別に収集すべきというものではありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|     | 23 | 全般                          | 地域DMOとしてデータマネジメントする中で、データを収集・分析して販売することを考えている。その場合、地域内の関係者へのデータ提供は、無償でなければならないなど制約はあるか。                                                               | 制約はありません。「データの活用方針」は観光地経営戦略を構成する要素であり、その策定等の合意形成において、DMOが中心的な役割を担っていただくとともに、KPIの達成状況等について、関係者に説明・共有していただく必要があります。なお、DMOは地域の稼ぐ力を引き出す組織であることから、自らの利益の追及とならないよう留意も必要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|     | 24 | 全般                          | KGI・KPIに関して、データの収集・計測、分析方法を統一しないか。同一エリアをマネジメントするDMO、市町村でも全く違った数字や分析になる。例えば、広域連携DMOが行政と連携して各地域のデータを収集し、地域DMOと一緒に分析をすることで、データの不備や重複がなくなるのではないか。         | データの収集・計測、分析について、やり方を統一することは考えておりません。「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」で計測方法の一例をご紹介しますが、地域の実情や戦略に応じて、有益だと思われるデータを取得いただくことが重要です。また、広域連携DMO及び都道府県DMOの要件として「広域的な（都道府県域の）データの収集及び分析」を求めているため、マネジメント区域のデータの収集・分析結果を同一エリア内のDMOに共有することとしています。DMO間や地方自治体と連携したデータの共有・調整についてご検討ください。<br>※「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」<br><a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html</a>                    |
|     | 25 | 全般                          | 「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」に記載のKPIについて、必須項目以外のKPIで個々のDMOが必要ないと判断したものは、設定しなくともよいか。                                                                        | 「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」に記載の必須KPIを除くものは、あくまで例示です。DMOが自ら設定するKPIについては、観光地経営戦略に応じて地域の関係者でご議論いただき設定ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|     | 26 | 全般                          | KGI/KPIは、一定水準を満たす必要があるのか。                                                                                                                             | 満たさなければならない一定水準はありませんが、登録要件におけるいずれの指標も、他のDMOとの比較による相対評価ではなく、個々のDMOの活動の成果として経年変化を評価するためのものです。前年度からどの程度改善されたのか、改善されなかった場合には何が課題であるのかをデータに基づき把握し、改善に向けた取組を行っていただくことが重要です。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|     | 27 | 全般                          | KGI/KPIは、すべてDMOが独自で調査しなければならないか。                                                                                                                      | 関係者である地方自治体等と協力してデータを取得することも考えられますので、取得方法、取得主体につきましては関係者間で協議いただき、設定いただければと存じます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|     | 28 | 旅行消費額                       | 観光庁が公表している「共通基準による観光入込客統計」において、都道府県に対し入込客数や消費額等のデータ集計を課していると思うが、都道府県DMOが、KGIの「旅行消費額」及びKPIの「一人当たり旅行消費額」に当該のデータを流用することは可能か。                             | 可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|     | 29 | 経済波及効果                      | 「経済波及効果」の計測について、観光庁推奨の方法はあるか。                                                                                                                         | 地域の実態に応じた計測方法を設定いただいても問題ありません。なお、「KGI・KPI計測にかかる手引書1.0」では、一例として「産業連関表」や都道府県等が公表する「経済波及効果分析ツール」を活用した算出方法についてご紹介しています。<br>※「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」<br><a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html</a>                                                                                                                                                                 |
|     | 30 | 来訪者満足度<br>住民の持続可能な観光に対する満足度 | 「来訪者満足度」「住民の持続可能な観光に対する満足度」について、具体的にどのような聞き方で調査したらよいか。                                                                                                | 共通でご活用いただける設問を「KGI・PKI計測にかかる手引書1.0」にてご紹介していますのでご参照ください。なお、調査の趣旨をより分かりやすく伝えるために設問を調整することは妨げません。<br>※「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」<br><a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html</a>                                                                                                                                                                                      |
|     | 31 | 来訪者数の<br>平準化率               | 「来訪者数の平準化率」が必須KPIに追加となったのはなぜか。またどのように算出するのか。                                                                                                          | 持続可能な観光地域づくりにおいては、閑散期の来訪者を獲得することで、年間を通した旅行消費拡大や観光関連従事者の雇用等、経済面での安定を実現することが重要です。そのため、閑散期対策等の需要の平準化のための取組の成果をデータで可視化するため、新たに必須KPIとして設定しました。<br>「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」では、一例として、年間来訪者数における閑散期（連続する3か月）の来訪者の割合を出す方法をご紹介します。ただし、閑散期が連続するとは限らないことや、年によって変化することなどを鑑み、実態に即した設定で計測いただく想定です。<br>※「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」<br><a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html</a> |
|     | 32 | 来訪者数の<br>平準化率               | 月別来訪者数の平準化率について単位は％か。また、何を基準に算出するのか。                                                                                                                  | 単位は％となります。年間来訪者数における月間平均来訪者数を「100％」（基準）とし、閑散期の月間平均来訪者数が半分の場合は「50％」の表記となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|     | 33 | 観光事業者の<br>平均給与額             | 「観光事業者の平均給与額」の調査対象者は。またデータはどのように収集したらよいか。                                                                                                             | 調査対象は、原則としてマネジメントエリア内の全観光事業者（宿泊施設、飲食店、交通事業者、レジャー施設等）としますが、地域の特性に応じて調査対象を設定いただいても構いません。なお、その場合においても宿泊事業者への調査は必須とします。「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」では、一例として、調査対象者に調査票をメール等で配布・回収する方法を紹介していますが、収集についても、地域の実態に即したやり方をご検討ください。<br>※「KGI・KPIの設定・計測に係る手引書1.0」<br><a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/shiryo.html</a>                                                                 |
|     | 34 | 観光事業者の<br>平均給与額             | 観光事業者の平均給与額を上げるために、DMOができる取組の例を教えてください。                                                                                                               | 例えば、以下の取組が考えられます。<br>・観光DXの導入支援→生産性向上・高付加価値化→平均給与アップ<br>・事業者の雇促に活用できるデータ提供・分析→観光消費拡大→平均給与アップ<br>・コンテンツ造成による長期滞在・高付加価値化→観光消費拡大→平均給与アップ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|     | 35 | DMO自ら設定<br>するKPI            | 更新時も必須KPIのうち、①「観光従事者の平均給与額」②「住民の持続可能な観光に対する満足度」について、広域連携DMOは①及び②、都道府県DMOは②が必須でないかとされているところ、DMOが自ら設定するKPI（DMOの活動による直接成果）も①②に紐づくものはそれぞれ必須ではないという理解でよいか。 | DMOが自ら設定するKPI（DMOの活動による直接成果）は、必須KPIに紐づくものではなく、「マネジメント」「マーケティング」の観点から、DMOの戦略に応じてそれぞれ1つ以上設定していただくものです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|     | 36 | DMO職員の満足度                   | 「DMO職員の満足度」調査とは、どの観点での満足度調査なのか。                                                                                                                       | DMO 職員の育成や処遇改善等、人材の定着に寄与する取組、人事制度等、DMOの内部組織マネジメントの成果を評価するために設定したKPIです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|     | 37 | DMO職員の満足度                   | 対象者は法人内の観光業務に携わる職員か。数値目標の設定にあたり基準は示されるのか。                                                                                                             | 調査対象は法人内の全職員です。本指標も、個々のDMOの活動の成果として経年変化を評価するものであり、基準は設けていないため、数値目標の設定はDMOにて行っていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|     | 38 | 多様な関係者<br>との体制構築            | 新ガイドラインP15の更新登録要件（3）オ「合意形成の仕組みの場（意思決定機関）での議事内容を公表」について、「合意形成の仕組みの場」とは具体的にどういった機関を指すのか。例えば、地域住民や事業所が集まる株主総会か。それとも、新たに会議体や組織（ワーキンググループ）を設置する必要があるのか。    | 取締役・理事等DMOの意思決定に関与できる者と行政・文化・スポーツ・農林漁業・交通等幅広い分野の団体代表者が参画していること、もしくは、行政や関係団体をメンバーとするDMO主導のワーキンググループ等を指します。総会がそれらに該当するのであれば、新たに設置する必要はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|      |    |              |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 合意形成 | 39 | 多様な関係者との体制構築 | 新ガイドラインP11の登録要件（３）イ①では「取締役、理事等」の意思決定に関与できる経営者層の参画を求める一方、②の場合は経営者層までは求めず、部長級や課長級でもよい。                                | 役職は問いませんが、観光地経営戦略の策定や取組における合意形成を図る目的の会議体であるため、構成員は意思決定に関与できる者を想定しています。                                                                                                                                                                                 |
|      | 40 | 多様な関係者との体制構築 | 新ガイドラインP10の登録要件（３）エ「地域住民をはじめとするマネジメント区域の多様な関係者に対し、（中略）意見の収集や反映を図ること」について、「地域DMO」に求める要件とあるのは「旧地域連携DMO」にも求めるという認識でよい。 | ご認識のとおりです。旧ガイドラインにおいても、地域連携DMOの要件です。                                                                                                                                                                                                                   |
| 組織   | 41 | 常勤職員３名以上     | 「常勤職員３名以上」は、３名とも正規職員でなければならないのか。それとも、フルタイムで働く職員（正規、出向、契約、嘱託職員、地域おこし協力隊等の雇用形態は問わず）を３名以上配置するということか。                   | 当該法人が定める所定の労働時間を満たし従事する者は、登録要件で求める「常勤職員」の対象です。常勤職員の雇用形態や勤務は問いません。                                                                                                                                                                                      |
|      | 42 | 常勤職員３名以上     | 新規登録申請時点で、「常勤3名以上」は必須なのか。                                                                                           | 必須です。                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      | 43 | 中核人材         | CMO、CFOは兼任、出向者でもよい。従事する業務割合の基準はあるか。                                                                                 | CMO及びCFOの兼任は可能です。ただし、それぞれ異なる専門性やスキルが求められる点に留意してください。業務割合の基準は設けていませんが、戦略の策定や遂行におけるCMOの役割、収支管理や安定的な運営資金の確保におけるCFOの役割の重要性を鑑み、設定いただくものと想定しています。また、出向者がCMOやCFOを担うことも可能ですが、出向者が中心となっている組織では、専門性やスキルの蓄積や人脈の継承が困難であるため、登用に当たっては、出向元と十分に協議した上で適切な人材の配置をご検討ください。 |
|      | 44 | 多様な関係者との体制構築 | 議事内容の公表について、一字一句記録した議事録を求めるのか。それとも要点をまとめたものでよいのか。現状、理事会・委員会等の議事内容は公表しておらず、事業計画書の公表では不十分か。                           | 議事内容については、一般的に法人が公表している内容、例えば「日時・場所・参加者・議題・決定に至るまでの賛成意見と反対意見・決定事項」等の記載があり、対外的に説明ができれば十分です。一字一句記録する必要はありません。また、多様な関係者との合意形成に係る公平性や透明性の確保、ガバナンス強化のための情報公開は登録DMOの要件であることから、議事内容をご提出いただくこととしています。                                                          |
|      | 45 | 多様な関係者との体制構築 | 議事内容を公表について、更新登録要件（３年ごと）だが毎年度報告が必要か。                                                                                | 「合意形成の仕組みの場合の議事内容を公表」は毎年度行っていく必要があります。なお、当該報告の実績は、更新時の審査において確認いたします。                                                                                                                                                                                   |
|      | 46 | 基礎的な研修受講     | 受講対象者について、DMO職員として１０年以上観光、観光地域づくりに携わっている者も、基礎的な研修を受ける必要があるのか。                                                       | どの職員が受講するのかは、当該法人の判断に委ねますが、経営層（毎年１名以上）並びに中核人材及び実務人材（更新登録申請までに最低３名以上）による基礎的な研修受講は更新時の登録要件です。なお、DMO職員はその経験年数にかかわらず、専門的な能力やスキルの維持・向上のため継続的な取組が必要であると考えます。                                                                                                 |
|      | 47 | 基礎的な研修受講     | 実務責任者の事業本部長が理事会において常務理事（または理事）である場合、事業本部長が経営者層並びに中核・実務人材の研修両方を受講し修了とすることは可能か。                                       | 経営層（理事長、理事、CEO）にあたる者と、CMO、CFO、中核人材、実務人材にたる者が重複する場合、各研修を受講いただくことで研修修了とすることは可能です。                                                                                                                                                                        |
|      | 48 | 基礎的な研修受講     | 更新登録要件である中核人材及び実務人材の研修は、いつから開始するのか。またどのような形式（集合、オンライン、期間等）を想定しているか。                                                 | 令和7年中に開始予定です。開始時期及び詳細が確定次第、あらためて周知いたします。                                                                                                                                                                                                               |
|      | 49 | 基礎的な研修受講     | 研修受講について、この研修を受講するように等のお知らせができるのか。                                                                                  | 研修の内容及び受講スキームについては後日お知らせいたします。                                                                                                                                                                                                                         |
|      | 50 | 基礎的な研修受講     | 更新登録に必要な研修の受講費用は、DMO負担になるのか。                                                                                        | 受講費用はDMOにてご負担いただきます。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 財源   | 51 | 安定財源         | 安定財源確保率の目安はあるのか。「株式会社」のDMOは、会費の徴収や行政からの交付金がないため、地方自治体からの受託事業が主な安定財源となるが、毎年受託が確約されるものではない。安定財源確保率の考え方について教えてほしい。     | 他の指標と同様、安定財源確保率の目安は設けておりません。当該指標も伸び率経年的に把握することで、改善に向けた検討や取組を行うことが目的です。地域や当該法人の実情等に応じて、確実性の高い財源の調達方法を検討し、財源計画を策定ください。なお、安定財源は調達の確実性が高い財源であることから、行政の補助金や調査事業等、交付が確定しない単年度の補助金等は除くものとし、地方自治体からの受託事業に係る収益については、地方自治体が所有する施設の管理や運営業務等を想定しています。              |
|      | 52 | 安定財源         | 安定財源確保率はどのように算出するのか。                                                                                                | 安定財源確保率は、DMOの全収入に占める、安定財源による収入の和の比率となります。安定財源の事例は新ガイドラインP14にお示ししているのとおりですが、安定的かつ多様な財源の確保のための見直しを立てる必要があります。                                                                                                                                            |
| その他  | 53 | 登録区分         | 地域連携DMOと地域DMOでは、得意分野や組織の役割が異なっていると考える。「地域DMO」として一括りにする必要性、理由を教えてください。                                               | あくまで登録区分上の再編であり、地域連携DMOに求める機能はこれまでと同様であり、その特性や役割を妨げるものではありません。                                                                                                                                                                                         |
|      | 54 | 自治体          | 地方自治体とDMOの役割分担の明確化、DMOへの支援のあり方等について、地方自治体を対象に勉強会を開催してほしい。                                                           | 令和7年6月に地方自治体を対象とした説明会を開催しました。今後も折に触れてメッセージを発信してまいりたいと考えます。                                                                                                                                                                                             |